

江別市認定審査会システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

江別市の認定審査会は、認定件数の増加に伴い審査業務が逼迫する中、紙ベースでの資料作成が行われており、事務負担の増大や審査の迅速化・効率化が困難となっているという課題を抱えている。

また、本審査会は、各委員が集合して行う対面方式で行われており、委員は資料管理や移動等での負担が大きくなっている。

このような江別市の認定審査会における複合的課題を解決することを目的に、審査会資料のデジタル管理を可能とする業務システム導入の提案を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

江別市認定審査会システム導入業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者ではないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、江別市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申

立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、江別市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(4) 次のア又はイに基づく措置をプロポーザル参加申込日からプレゼンテーション審査の日までの期間内に受けていないこと。

ア 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱(平成11年3月10日施行)に基づく指名停止措置

イ 江別市暴力団排除条例(平成25年条例第38号)に基づく入札参加資格停止措置

(5) 江別市暴力団排除条例(平成25年条例第38号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 仕様書記載のシステムと同種のシステムを地方公共団体等に導入した実績があること。

(9) 情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格又はプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始（実施要領等公表） | 令和7年8月13日（水） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年8月25日（月） |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和7年8月27日（水） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年9月3日（水） |
| (5) 事前書類審査 | 令和7年9月5日（金） |
| ※提案者が3者を超える場合 | |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和7年9月17日（水） |
| (7) 審査結果の通知・公表 | 令和7年9月下旬 |

5 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年8月13日（水）から令和7年8月25日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式１）を江別市健康福祉部介護保険課に電子メールで提出すること。
件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後電話連絡すること。

(3) 回答

回答内容は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問した事業者名等を伏せた上で随時江別市ホームページ上に公開する。

6 参加申込の受付

(1) 受付期間

令和７年８月１３日（水）から令和７年８月２７日（水）午後５時まで

(2) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式２）

イ 会社概要（任意様式）

所在地、資本金、事業内容、沿革などが確認できるもの（パンフレット可）

ウ 業務実績書（様式３）

エ 江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、次の書類。

(ア) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあっては、本人確認書類１点（本人の顔写真が貼付された官公署発行の免許証、許可証若しくは資格証明書）及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑（登録）証明書（複写可。拡大・縮小したものは不可）

(オ) 納税証明書（複写可）

国税の未納がないことの証明書（個人事業主にあってはその３の２、法人にあってはその３の３）

(カ) 都道府県税及び市町村税の完納証明書等（複写可）

本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届け（写し））

(3) 提出方法

江別市健康福祉部介護保険課に持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

持参の場合は、上記受付期間の土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前９時から午後５時までとする。なお、参加申込書兼誓約書の提出をもって実施要領に定める事項に同意したものとする。

(4) 辞退

参加申込書兼誓約書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式４）

を提出すること。

7 企画提案の受付

(1) 受付期間

令和7年8月13日（水）から令和7年9月3日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

（ア）サイズはA4版（縦横は不問）とし、ページ番号を付すること。

（イ）表紙に企画提案書類提出届（様式5）を添付すること。

イ 提案価格書（任意様式）

（ア）積算の詳細が分かる内訳を記載すること。

（イ）操作研修費用については、別な日に3回実施することを想定し、現地で実施する場合とオンラインで実施する場合の二通りに分けた形で、本価格書を提出すること。

（ウ）システム利用料については、令和8年3月31日までの分を費用計上すること。

ウ 令和8年度、令和9年度のランニングコストに係る見積書

年額及び月額費用を項目ごとに記載すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本6部 計7部 カラー刷りの場合、副本もカラーで提出すること。

(4) 提出方法

江別市健康福祉部介護保険課に持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

持参の場合は、上記受付期間の土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

8 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要領等にした提出方法及び期限並びに場所を守らなかった場合

エ 審査結果に影響を与える不正又は不誠実な行為を行った場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできない。

(4) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、江別市が認める場合はこの限りではない。

(5) 返却等

提出書類は、返却しない。

(6) 費用負担

書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する費用は全て提案者の負担とする。

9 企画提案の審査

(1) 審査方法

ア 審査は、江別市職員で構成する非公開の認定審査会システム導入業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

イ 企画提案者が3者を超える場合、書類審査を事前に行い、プレゼンテーションに参加する提案者を選定する。事前審査を行う場合は、各提案者に個別に連絡する。

(2) 審査

ア 提出書類及び提案者によるプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会が評価基準の各項目について提案者を評価し、各委員の採点の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。同点となった場合は、提案価格の低い事業者を受託候補者とする。ただし、各委員の採点の合計が、採点上限の合計点の60%に満たない提案者は選定から除外する。

イ 提案者が1者の場合であっても審査は実施する。

ウ プレゼンテーション審査日時

令和7年9月17日（水） 開始時間については、個別に通知する。

エ 評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

オ 留意事項

(ア) 発表時間は、1提案者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内）とする。

(イ) プレゼンテーションの参加者は、1提案者あたり5名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の早い順とする。

(エ) 企画提案書の追加配付は禁止するが、提出済みの企画提案書と同一の図や写真を用いた説明用パネルの使用は可とする。

(オ) プレゼンテーションに必要な機材は、提案者において用意すること。ただ

し、プロジェクター及びスクリーンは江別市が用意する。使用を希望する場合は、事前に江別市健康福祉部介護保険課に連絡すること。

10 審査結果

全ての提案者に対して文書で通知するとともに、江別市ホームページにて受託候補者名と、全ての提案者の評価点合計を公表する。ただし、受託候補者以外の事業者の名称は公表しない。

11 契約に関する事項

- (1) 仕様書、契約条件等の詳細について別途協議し、合意に至った場合は、江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）のほか、関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、候補者の選定を取り消し、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議した上で契約を締結する。
- (3) 受託候補者が審査日から本契約締結の日までに、江別市から「競争入札参加資格関係事務取扱要領」及び「江別市暴力団排除条例」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、受託候補者と契約を締結しないものとする。

12 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 個人情報保護
受託者が、業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月13日条例第20号）、江別市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月31日規則第7号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 情報セキュリティ対策
受託者は、業務を行うにあたり、江別市情報セキュリティ基本方針（令和4年3月31日市長決裁）を遵守すること。
- (5) 守秘義務
受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(6) 「江別市暴力団排除条例」に基づく通報義務

ア 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、江別市に履行期間の延長変更を請求することができる。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。
- (2) 本プロポーザルは提案者の企画力等を判断するために行うものであり、契約にあたっては仕様等を再度協議する。協議によっては、契約時の仕様が採択された提案内容と異なる場合がある。

14 問い合わせ・提出先

江別市健康福祉部介護保険課審査相談係【担当：浦田、中澤】

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

TEL: 011-381-1067

MAIL: kaigo@city.ebetsu.lg.jp